

東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

東大和市高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 在宅サービスセンターは、次に掲げる事業を行う。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護として次に掲げるもの（以下「通所介護」という。）

- ア 身体介護に関する事。
- イ 機能訓練に関する事。
- ウ 健康の管理及び増進に関する事。
- エ 生活等に関する相談及び助言に関する事。
- オ 食事サービスに関する事。
- カ 送迎サービスに関する事。
- キ 入浴サービスに関する事。

（2）法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として次に掲げるもの（以下「第1号通所事業」という。）

- ア 日常生活行為の自立支援に関する事。
- イ 運動機能の向上に関する事。
- ウ 健康の管理及び増進に関する事。
- エ 生活等に関する相談及び助言に関する事。
- オ 食事サービスに関する事。
- カ 送迎サービスに関する事。
- キ 入浴サービスに関する事。

2 指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。次条から第10条までにおいて同じ。）は、前項各号に掲げるもののほか、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る事業で、市長の承認を得たもの（以下「自主的事業」という。）を行うことができる。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第1号通所事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等で、在宅サービスセンターにおける第1号通所事業がその者の次に掲げる計画の対象となっているもの

- ア 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス

計画をいう。以下同じ。)

イ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業により作成された計画であって、介護予防サービス計画に相当するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、在宅サービスセンターにおける第1号通所事業を行う必要があると指定管理者が認める者

第9条第1項中「通所介護」の次に「及び第1号通所事業」を加え、同条第2項中「法第41条第6項」を「同条第6項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1号通所事業の利用料金の額は、法第115条の45の3第2項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とする。ただし、同条第3項の規定により第1号事業支給費が第1号通所事業の利用者に代わり指定管理者に支払われるときは、当該市長の承認を得て定めた額から当該第1号事業支給費の額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例(平成27年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第3項第1号イ中「改正後の」を削る。

附則第4項中「改正後の条例第3条第1項」を「条例第3条第1項第1号」に改める。